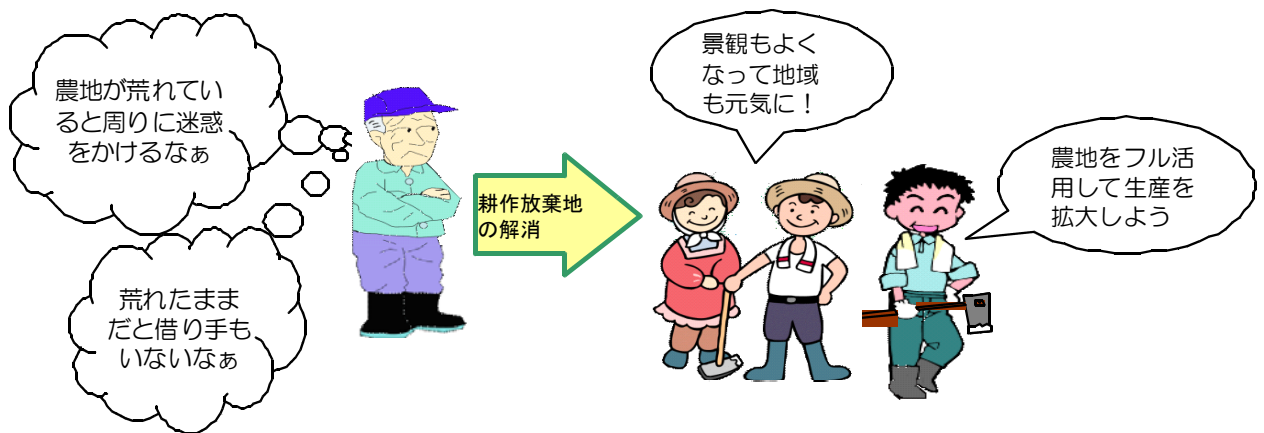


耕作放棄地解消の手順と それに関連する制度・施策

耕作放棄地解消対策 逆引きマニュアル

荒れている農地を活かして地域を元気にしよう！
ー地域の農地をリフレッシュ！ー



平成22年6月
農林水産省
中国四国農政局

本マニュアルは、地域の取組の段階、あるいは取組む上での課題となっている項目から参考にすることができるような「逆引き」方式で作成しています。

自分の地域の取組が今どの段階にあるのか、その段階からどのような制度を活用してさらに取組を進めればいいのかを検討し、マニュアルの項目を参考にしてみてください。

【目次】

STEP 1 現状把握 まず、何をしたらよいかわからない

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 現況を把握しよう | 1 |
| 2 | 情報を整備・活用しよう | 1 |
| 3 | 話し合いを重ね、再生利用の構想を作ろう | 1 |
| 4 | 農地に戻せない場合は | 2 |

STEP 2 検討・実践 I 担い手(利用主体)を見つけたい

- | | | |
|---|-------------------------|---|
| A | 地域に使いたい人(経営)がいる場合は | 2 |
| 1 | 所有者情報を元にマッチングを図ろう | 2 |
| 2 | 営農しやすい条件整備をしよう | 3 |
| | (1) 総合的な営農条件を整備したい | |
| | (2) 土地基盤整備をしたい | |
| | (3) 鳥獣被害対策をしたい | |
| | (4) 農業用機械・施設の整備をしたい | |
| | (5) 人材の育成・確保をしたい | |
| B | 地域内に適切な担い手がない場合 | 4 |
| 1 | 新しい利用主体を検討してみよう | 4 |
| | (1) 農業参入法人による農地利用を検討したい | |
| | (2) 都市住民との交流のために活用したい | |
| 2 | 管理コストを削減する方策を検討しよう | 5 |
| | (1) 景観保全・農地の保全管理をしたい | |
| | (2) 家畜の放牧をしたい | |
| | (3) ビオトープ(生物空間)として保全したい | |

STEP 2 検討・実践 II 何をつくったらよいかわからない

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 地域の主力作物や伝統作物を見直してみよう | 6 |
| 2 | 加工・販売等の高付加価値化に取組もう | 6 |
| 3 | 飼料増産に取組もう | 7 |
| 4 | 保全管理(景観・資源作物)という手もある | 7 |

STEP 2 検討・実践 III リーダーがいない・想定できない	
1 多様な主体の参画・協働を模索しよう	7
(1) 地域の自治組織活動と連携して取組もう	
(2) 行政・JAと連携して取組もう	
2 取組が動き出すきっかけづくりをしよう	7
(1) アンケート、ワークショップ、交流イベント・・・いろいろ取組んでみよう	
(2) 集落支援員・地域コーディネーターなどの力を借りよう	
STEP 2 検討・実践 IV どんな制度を活用したらよいか分からない	
1 いま取り組んでいる事業・制度を活用しよう	7
(1) 水田を多面的に活用したい	
(2) 農地の確保と有効利用を促進したい	
(3) 耕作放棄地解消も図った生産基盤整備を進めたい	
(4) 耕作放棄地解消の発生を防止したい	
2 新規施策の導入も検討して総合的に取り組もう	8
STEP 3 取組を定着・発展させたい	
1 本格的な経営安定を図りたい	8
(1) 経営所得の安定を図りたい	
(2) 加工・販売・流通等「6次産業化」を展開したい	
各種事業・制度のお問い合わせ先	9
参考資料 農地法による遊休農地対策について	12
耕作放棄地に関する各県の相談窓口一覧	13

「耕作放棄地」と「遊休農地」は、どう違うの？

「耕作放棄地」とは、

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

「遊休農地」とは、農地法において、

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①を除く)と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のことです。

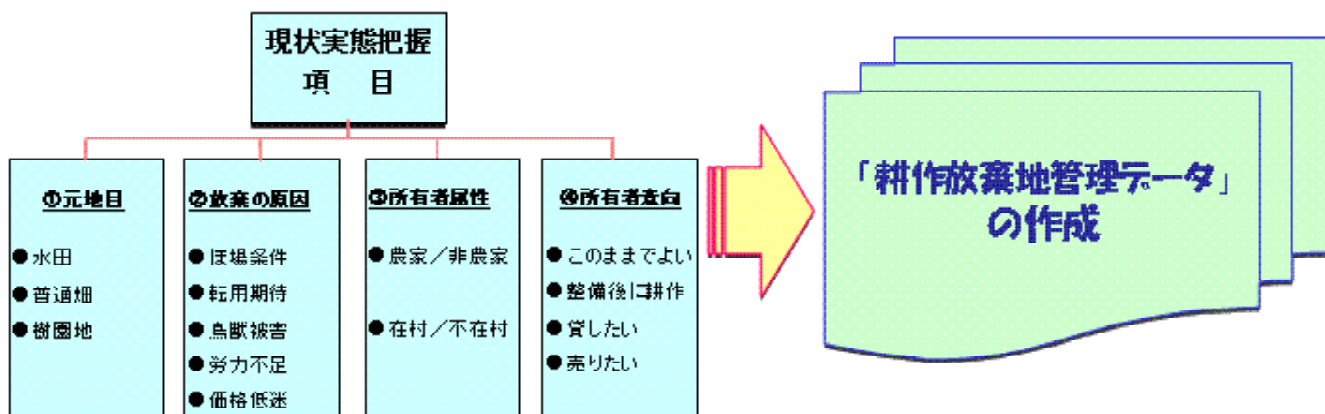
「耕作放棄地」と「遊休農地」を比較すると、「遊休農地」の方が対象とする農地の範囲が広がっていますが、本マニュアルでは、法令等に定めがある場合等を除き、一般的に使用されている「耕作放棄地」の用語を使用します。

STEP 1 現状把握 まず、何をしたらよいかわからない・・・

1 現況を把握しよう

耕作放棄地を解消していく上で、まず、耕作放棄地の一筆ごとの状況を把握することが必要です。あたかも、一筆ごとの「カルテ」を作るかのように、主に以下のような項目に注意をしながら調査を行いましょう。

現況調査は、一部の人や行政、農業委員会任せにするのではなく、地域住民にも協力を呼びかけて行うことも検討しましょう。より詳しいデータが把握でき、解消方策を検討する際に多いに役立ちます。



《こんな事業・制度が使えます》

NO.1 【農地制度実施円滑化事業費補助金（一部）】	
支援内容	農地法に基づく農地の利用状況の調査、遊休農地に対する指導に対して支援。
対象者・要件等	農業委員会等

2 情報を整備・活用しよう

1筆ごとの実態調査結果を元にして、「耕作放棄地台帳」を作成しましょう。最近、地域からの転出や相続により、地域に在住していない人が所有している農地が耕作放棄地化している事例が目立っています。このような耕作放棄地の所有者を確定することは大変な作業ですが、自治体の他部署とも連携しながら可能な限り情報を収集して、より活用できる台帳を作成しましょう。

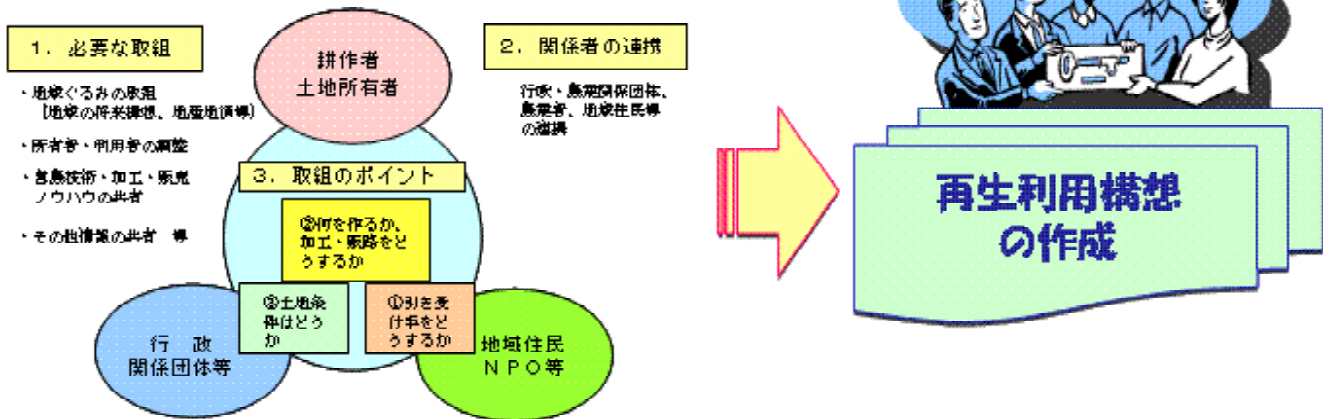
GIS（地理情報システム）を活用して「耕作放棄地台帳」を視覚的に把握することは、耕作放棄地解消・活用のみならず、地域の総合的な土地利用を構想するためにも大変役立ちます。

3 話し合いを重ね、再生利用の構想を作ろう

耕作放棄地の再生・有効利用のための話し合いを重ね、その結果を基に耕作放棄地の再生利用に向けた構想を作りましょう。その際、農地所有者や地域住民、集落等の地域自治組織が積極的に話し合いに関わることが大切です。アンケート等によっていろいろな意見を集めることもよいでしょう。

地域の様々な「寄り合い」に際して、「耕作放棄地をどうするか？」といった議題を盛り込むことも一案です。地域の創意工夫を発揮して、地域の実情に見合った解消方策を検討しましょう。

【話し合いのポイント】



4 農地に戻せない場合は・・・

解消方策の検討を進めても、既に森林化しているような耕作放棄地については、農地としての再生利用は不可能なのが現実です。このような場合、現状の「森林」を積極的に地域資源として保全することを考えましょう。

《こんな事業・制度が使えます》

NO.2 【農山漁村地域整備交付金】	
支援内容	森林の生産力の回復・増進等の観点から、非農地化した耕作放棄地を対象として、土地条件の改良、植栽等を行うことを支援。
対象者・要件等	県、市町村、森林整備法人、森林組合、森林所有者等で、1施行地の面積が0.1ha以上

STEP 2 検討・実践 I 担い手(利用主体)を見つけたい

A 地域に使いたい人(経営)がいる場合は・・・

1 所有者情報を元にマッチングを図ろう

規模拡大を指向している農家や法人が地域内に存在する場合は、それらの経営へ利用集積を行うことを考えますが、その際に十分に把握すべきことは、所有者・利用希望者双方の意向です。特に所有者の意向を把握することは、いわゆる「不在地主」の所有する農地も増加していることから、困難が伴いますが重要です。

地域に使いたい人(経営)がいる場合には、耕作放棄地の現況把握の際に所有者の意向把握にも努め、利用したい人(経営)への利用集積がスムーズに行くようにしましょう。

《こんな事業・制度が使えます》

NO.3 【農地利用集積事業】	
支援内容	農地利用集積円滑化団体(市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、地域担い手協議会等)が行う調整活動を支援。
対象者・要件等	農地利用集積円滑化団体

2 営農しやすい条件整備をしよう

(1) 総合的な営農条件を整備したい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 4 【耕作放棄地再生利用緊急対策】	
支援内容	荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者が行う、再生作業や土づくり、必要な施設(用排水施設、農道、農業機械・施設等)の整備等を総合的に支援。
対象者・要件等	農業を営む個人、農業者組織、農業参入法人等

(2) 土地基盤整備をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 5 【農地環境整備事業】	
支援内容	耕作放棄地が介在する地域を対象として、優良農地への悪影響を除去するために団地内に点在する耕作放棄地を分離する等、土地利用調整と一体となった整備を支援。
対象者・要件等	都道府県・市町村(受益面積10ha以上の要件あり)
NO. 6 【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業】	
支援内容	地域における耕作放棄地の発生や担い手への利用集積の状況等を踏まえ、必要となる基盤整備・関連支援施策の総合的・一体的な実施を支援。
対象者・要件等	受益面積20ha以上、耕作放棄地及びそのおそれのある農地を一定割合以上含むこと等
NO. 7 【国営緊急農地再編整備事業】	
支援内容	広域な地域において、生産基盤の整備等を行うことにより、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化を支援。
対象者・要件等	・受益面積400ha以上(うち区画整理200ha以上)。 ・耕作放棄地及びそのおそれのある農地を一定割合以上含むこと 等

(3) 鳥獣被害対策をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 8 【鳥獣被害防止総合対策交付金】	
支援内容	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援。
対象者・要件等	地域協議会、地方公共団体等

(4) 農業用機械・施設の整備をしたい

耕作放棄地解消時には・・・

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 4 【耕作放棄地再生利用緊急対策】	
NO. 9 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】	
支援内容	地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、耕作放棄地の解消等の農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援。
対象者・要件等	都道府県、市町村、農業者等の組織する団体等

耕作放棄地解消後には・・・

《こんな事業・制度が使えます》

NO.10 【経営体育成交付金】	
支援内容	多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等に対し総合的に支援。
対象者・要件等	農業者等
NO.11 【強い農業づくり交付金（産地競争力の強化）】	
支援内容	産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小模土地基盤整備等を支援。
対象者・要件等	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等
NO.12 【農畜産業機械等リース支援事業】	
支援内容	産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減。
対象者・要件等	農業者等

(5) 人材の育成・確保をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

NO.13 【農の雇用事業】	
支援内容	農業法人等が就農希望者を雇用して新たに実施する実践的な研修を支援。
対象者・要件等	農業法人等
<p>■【雇用創出の基金による事業（厚生労働省所管）】</p> <p>（都道府県に基金を造成し以下の事業を行います）</p>	
NO.14 【ふるさと雇用再生特別基金事業】	
支援内容	地域の創意工夫で、地域の求職者等が継続的に働く場を創出。
対象者・要件等	地方公共団体より民間企業等に事業委託。
NO.15 【緊急雇用創出事業】	
支援内容	離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創出。
対象者・要件等	地方公共団体より民間企業等に事業委託。地方公共団体による直接実施も可能。
NO.16 【重点分野雇用事業】	
支援内容	介護、医療、農林等今後成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成。
対象者・要件等	地方公共団体より民間企業等に事業委託。地方公共団体による直接実施も可能。

B 地域内に適切な担い手がない場合

1 新しい利用主体を検討してみよう

地域内に耕作放棄地を利活用できる農業者等が見つからない場合は、非農業者や農業生産法人以外の企業、NPO、都市住民など、新しい利用主体を検討することも可能です。地域農業との調和を大切にしながら、地域にあった新しい農地利用の担い手を検討しましょう。

(1) 農業参入法人による農地利用を検討したい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 4 【耕作放棄地再生利用緊急対策】

(2) 都市住民との交流のために活用したい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 17 【広域連携共生・対流等対策交付金】

支援内容	都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流に資する取組の中で実施される耕作放棄地の地力維持工事や市民農園等の整備に対して支援。
------	---

対象者・要件等	民間団体(公募)
---------	----------

NO. 4 【耕作放棄地再生利用緊急対策】

NO. 9 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

2 管理コストを削減する方策を検討しよう

耕作放棄地を復旧しても地域内に適切な担い手が見当たらず、すぐには積極的な営農に結びつかない場合は、できるだけ管理コストを抑えて農地を保全管理する方策を検討してみましょう。菜の花やヒマワリといった景観作物・油糧作物等の植栽や家畜の放牧等により保全管理しておくことによって、利用したい人（経営）が現れた際にすぐに農地として利用することが可能になります。

(1) 景観保全・農地の保全管理をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 18 【「農地・水・環境保全向上対策」のうち共同活動支援交付金】

支援内容	地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動の一環として遊休農地発生防止のための保全活動を支援。
------	---

対象者・要件等	農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPOから構成される団体。要件は、市町村と協定を結ぶこと等
---------	---

(2) 家畜の放牧をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 19 【強い農業づくり交付金<放牧利用条件整備>】

支援内容	耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備を支援。
------	-------------------------------------

対象者・要件等	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等
---------	----------------------

NO. 20 【草地畜産基盤整備事業のうち草地林地一体的利用総合整備事業】

支援内容	耕作放棄地の草地整備等、畜産的活用のための土地整備及び畜舎等関連施設の整備を支援。
------	---

対象者・要件等	都道府県農業公社等(耕作放棄地率が1割以上の市町村については林野率要件を緩和して実施)
---------	---

(3) ビオトープ(生物空間)として保全したい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 5 【農地環境整備事業】

NO. 18 【「農地・水・環境保全向上対策」のうち共同活動支援交付金】

NO. 9 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

STEP 2 検討・実践 II 何をつくったらよいかわからない・・・

1 地域の主力作物や伝統作物を見直してみよう

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 21 【産地収益力向上支援事業】	
支援内容	産地自らが収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組を支援。
対象者・要件等	産地収益力向上協議会、市町村、民間団体等
NO. 22 【果樹経営支援対策事業】	
支援内容	果樹産地自らが立てた戦略に基づき、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等を通じた産地づくりを支援。
対象者・要件等	担い手農業者、農業者団体等、産地協議会において果樹産地構造改革計画が作成されていること等

2 加工・販売等の高付加価値化に取組もう

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 9 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】	
NO. 23 【農業改良資金関係事業】	
支援内容	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組等に必要な資金を無利子で貸付け。
対象者・要件等	認定農業者、主業農家等
■【未来を切り拓く6次産業創出事業（地産地消・販路拡大・価値向上）】	
NO. 24 【農商工等連携支援】	
支援内容	農商工連携の一層の推進のため、専門的なアドバイスを行うコーディネーターの活動、観光業等様々な異業種とも連携した新商品開発や販路拡大等の取組を支援。
対象者・要件等	民間事業者等
NO. 25 【農商工等連携促進施設整備支援】	
支援内容	農商工連携の本格的な事業化を促進するため、農林漁業者と食品事業者が安定的な取引関係を確立して行う食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等を支援。
対象者・要件等	食品関連事業者、農林漁業者の組織する団体等
NO. 26 【地産地消の推進】	
支援内容	地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援として、強い農業づくり交付金の中に特別枠を設け、直売所、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備に対して支援。
対象者・要件等	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等
NO. 27 【農業主導型6次産業化整備事業】	
支援内容	農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売等、農業サイド主導の経営の6次産業化に取組む場合に必要加工機械の導入や販売施設の整備等を支援。
対象者・要件等	農業法人等

3 飼料増産に取り組もう

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 28 【耕畜連携粗飼料増産対策事業】	
支援内容	耕畜連携により粗飼料作付田等への堆肥施用等の取組を行う農業者に対して定額を助成します。 また、作付を行っていない畑等に飼料作物を新たに作付し、当該ほ場に堆肥を散布する取組に対し、単年度に限り、定額を助成。
対象者・要件等	農業者等
NO. 29 【草地畜産基盤整備事業のうち畜産担い手育成総合整備事業】	
支援内容	畜産の担い手への飼料生産基盤の利用集積を計画的かつ加速的に推進するため草地、野草地、耕作放棄地等の整備改良等を総合的かつ一体的に実施。
対象者・要件等	都道府県農業公社等

4 保安全管理(景観・資源作物)という手もある

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 18 【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金】

STEP 2 検討・実践 III リーダーがいない・想定できない

1 多様な主体の参画・協働を模索しよう

(1) 地域の自治組織活動と連携して取組もう

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 9 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

NO. 18 【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金】

(2) 行政・JAと連携して取組もう

2 取組が動き出すきっかけづくりをしよう

(1) アンケート、ワークショップ、交流イベント・・・いろいろ取組んでみよう

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 9 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

(2) 集落支援員・地域コーディネーターなどの力を借りよう

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 17 【広域連携共生・対流等対策交付金】

IV どんな制度を活用したらよいか分からない

1 いま取り組んでいる事業・制度を活用しよう

耕作放棄地対策は、現在実施している制度や活用事業の延長でも取組むことができます。既存の制度を活用して耕作放棄地を解消している事例に学び、現在、自らの地域内で取組まれている制度や事業を見直し、地域で取組めることを考えてみましょう。

(1) 水田を多面的に活用したい

(2) 農地の確保と有効利用を促進したい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 3 【農地利用集積事業】

(3) 耕作放棄地解消も図った生産基盤整備を進めたい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 30 【各種農業生産基盤整備事業】

(4) 耕作放棄地解消の発生を防止したい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 18 【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金】

NO. 31 【中山間地域等直接支払交付金】

支援内容	中山間地域等において、耕作放棄地を発生させず継続して農業生産活動を行う農業者等に対し、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付。
対象者・要件等	集落協定等に基づき5年以上農業生産活動を継続する農業者等
NO. 1 【農地制度実施円滑化事業費補助金（一部）】	

2 新規施策の導入も検討して総合的に取り組もう

既存の制度への取組と同時に、これまで紹介してきた制度の導入にチャレンジし、地域の実状や今後のビジョンに合わせて、取組を新たな段階へステップアップさせましょう。ハードルが高い場合は、都道府県や市町村が実施する単独事業を併せて活用することも一手となります。

STEP 3 定着・発展 *取組を定着・発展させたい*

1 本格的な経営安定を図りたい

(1) 経営所得の安定を図りたい

《こんな事業・制度が使えます》

NO. 32 【米戸別所得補償モデル事業】	
支援内容	恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払によって実施。
対象者・要件等	販売農家、集落営農
NO. 33 【水田利活用自給力向上事業】	
支援内容	水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付。
対象者・要件等	販売農家、集落営農
NO. 34 【水田・畑作経営所得安定対策】	
支援内容	水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農業者の経営安定を図るため、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策を措置。
対象者・要件等	一定の経営規模を有する認定農業者・集落営農組織
NO. 35 【作付拡大条件不利補正交付金】	
支援内容	水田・畑作経営所得安定対策の支援対象とならない19年産以降の麦・大豆等の作付拡大に対して、生産条件不利補正対策のうち固定支払相当額を助成。
対象者・要件等	水田・畑作経営所得安定対策加入者

NO. 36 【野菜価格安定対策事業（野菜価格安定・需給安定対策）】	
支援内容	野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給。
対象者・要件等	農業者・農業者団体
NO. 37 【スーパーL資金・農業近代化資金・経営体育成強化資金】	
支援内容	経営意欲と能力のある農業者が、経営改善を図るために必要な施設資金等を長期かつ低利で融資することにより資金面からの経営支援。
対象者・要件等	農業者

(2) 加工・販売・流通等「6次産業化」を展開したい

《こんな事業・制度が使えます》

■【未来を切り拓く6次産業創出事業（地産地消・販路拡大・価値向上）】	
NO. 24	【農商工等連携支援】
NO. 25	【農商工等連携促進施設整備支援】
NO. 26	【地産地消の推進】
NO. 27	【農業主導型6次産業化整備事業】
NO. 23	【農業改良資金関係事業】

各種制度・事業のお問い合わせ先

NO. 1	農地制度実施円滑化事業費補助金（一部）
	担当：生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線2482、2492)
NO. 2	農山漁村地域整備交付金
	担当：整備部設計課事業調整室、農地整備課 086-224-4511(内線2611、2661)
NO. 3	農地利用集積事業
	担当：生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線2482、2490)
NO. 4	耕作放棄地再生利用緊急対策
	担当：整備部農地整備課 086-224-4511(内線2678、2667)
NO. 5	農地環境整備事業
	担当：整備部地域整備課 086-224-4511(内線2675)
NO. 6	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業
	担当：整備部農地整備課 086-224-4511(内線2667)
NO. 7	国営緊急農地再編整備事業
	担当：整備部農地整備課 086-224-4511(内線2665)
NO. 8	鳥獣被害防止総合対策交付金
	担当：生産経営流通部農産課 086-224-4511(内線2429)
NO. 9	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
	担当：農村計画部農村振興課 086-224-4511(内線2524、2532)

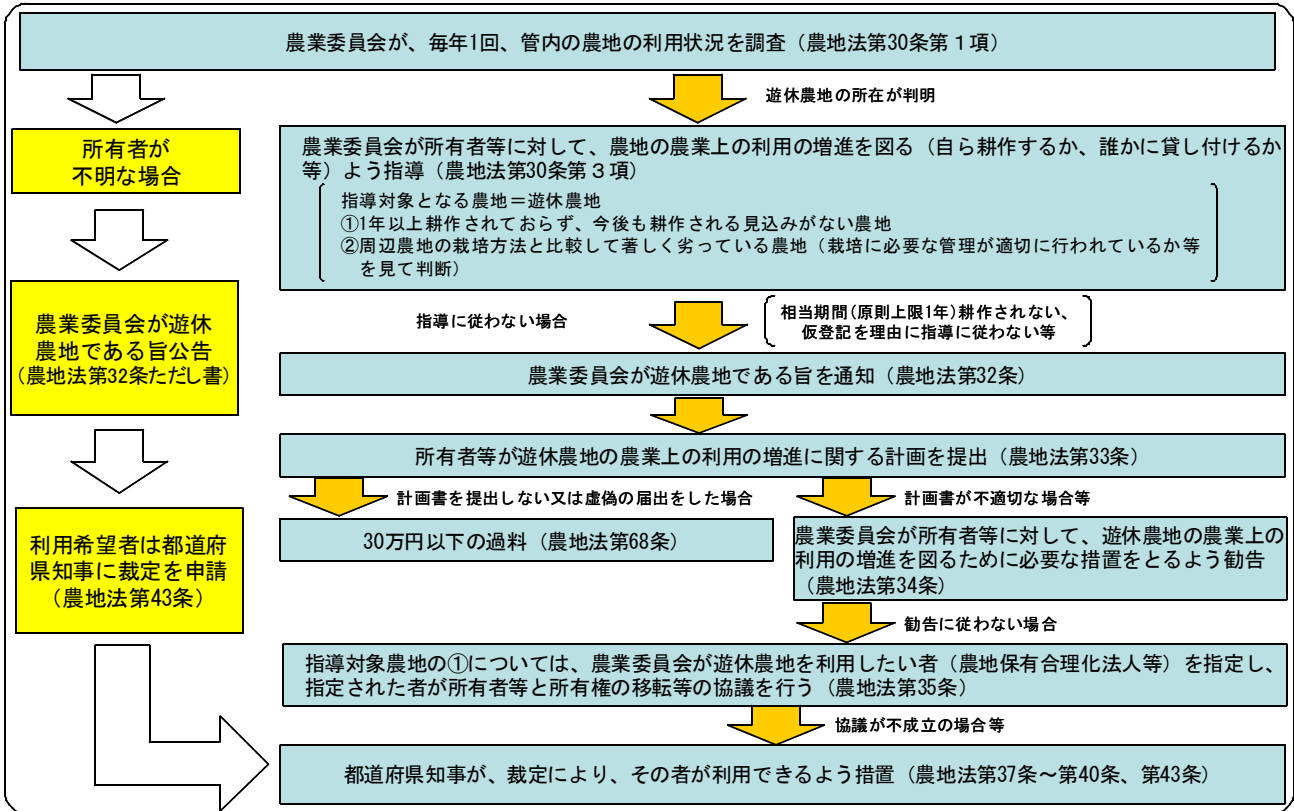
NO. 10	経営体育成交付金 担当：生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線2483、2496)
NO. 11	強い農業づくり交付金（産地競争力の強化） 担当：生産経営流通部農産課 086-224-4511(内線2416、2421)
NO. 12	農畜産業機械等リース支援事業 （産地収益力向上型）担当：生産経営流通部農産課 086-224-4511(内線2416、2421) （畜産新規就農等支援型）担当：生産経営流通部畜産課 086-224-4511(内線2454) （経営体育成型）担当：生産経営流通部担い手育成課 086-224-4511(内線2184)
NO. 13	農の雇用事業 担当：生産経営流通部経営支援課 086-224-4511(内線2476、2472)
NO. 14 NO. 15 NO. 16	ふるさと雇用再生特別基金事業 緊急雇用創出事業 重点分野雇用創造事業
雇用創出の基金による事業【厚生労働省所管】 （各県に基金を造成して事業実施）	
鳥取県：商工労働部 雇用人材総室 雇用就業支援室 0857-26-7693 島根県：商工労働部 雇用政策課 0852-22-6562 岡山県：産業労働部 緊急雇用対策室 086-226-7391 広島県：商工労働局 雇用基金特別対策プロジェクト・チーム 082-513-3340 山口県：商工労働部 労働政策課 083-933-3254 徳島県：労働雇用課（雇用推進担当）088-621-2350 香川県：商工労働部 労働政策課 087-832-3365 愛媛県：労政雇用課 雇用対策室 089-912-2505 高知県：雇用労働政策課 雇用対策室 088-823-9764	
NO. 17	広域連携共生・対流等対策交付金 担当：農村計画部農村振興課 086-224-4511(内線2514、2525)
NO. 18	「農地・水・環境保全向上対策」のうち共同活動支援交付金 担当：整備部農地整備課 086-224-4511(内線2671、2655)
NO. 19	強い農業づくり交付金＜放牧利用条件整備＞ 担当：生産経営流通部畜産課 086-224-4511(内線2458、2452)
NO. 20	草地畜産基盤整備事業のうち草地林地一体的利用総合整備事業 担当：生産経営流通部畜産課 086-224-4511(内線2460、2452)
NO. 21	産地収益力向上支援事業 担当：生産経営流通部農産課 086-224-4511(内線2416、2421)
NO. 22	果樹経営支援対策事業 担当：生産経営流通部園芸特産課 086-224-4511(内線2438)
NO. 23	農業改良資金関係事業 担当：生産経営流通部経営支援課 086-224-4511(内線2476、2471)

NO. 24	農商工等連携支援
	担当：生産経営流通部食品課 086-224-4511(内線2158、2151)
NO. 25	農商工等連携促進施設整備支援
	担当：生産経営流通部食品課 086-224-4511(内線2157、2151)
NO. 26	地産地消の推進
	担当：生産経営流通部農産課 086-224-4511(内線2416、2421)
NO. 27	農業主導型6次産業化整備事業
	担当：生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線2483、2496)
NO. 28	耕畜連携粗飼料増産対策事業
	担当：生産経営流通部畜産課 086-224-4511(内線2459、2452)
NO. 29	草地畜産基盤整備事業のうち畜産担い手育成総合整備事業
	担当：生産経営流通部畜産課 086-224-4511(内線2458、2452)
NO. 30	各種農業生産基盤整備事業
	担当：整備部設計課事業調整室、農地整備課 086-224-4511(内線2611、2661)
NO. 31	中山間地域等直接支払交付金
	整備部地域整備課 086-224-4511(内線2651、2653)
NO. 32	米戸別所得補償モデル事業
	担当：戸別所得補償制度推進室 086-224-4511(内線2803)
NO. 33	水田利活用自給力向上事業
	担当：戸別所得補償制度推進室 086-224-4511(内線2803)
NO. 34	水田・畑作経営所得安定対策
	担当：生産経営流通部担い手育成課 086-224-4511(内線2187)
NO. 35	作付拡大条件不利補正交付金
	担当：生産経営流通部農産課 086-224-4511(内線2420)
NO. 36	野菜価格安定対策事業（野菜価格安定・需給安定対策）
	担当：生産経営流通部園芸特産課 086-224-4511(内線2443)
NO. 37	スーパーL資金・農業近代化資金・経営体育成強化資金
	担当：生産経営流通部経営支援課 086-224-4511(内線2473、2471)

【参考資料】

農地法による遊休農地対策について

農地法による遊休農地対策



農地法による遊休農地対策のポイント

- 管内全ての農地を対象とした、農業委員会による毎年1回の農地の利用状況調査が義務づけられています（農地法第30条）。
- 全ての遊休農地を対象に是正のための手続（指導等）に直ちに入れる仕組みとしています（農地法第32条～第35条）。
- 所有者不明の遊休農地は、都道府県知事の裁定により利用を図ることとしています（農地法第43条）。

農地法による遊休農地対策のねらい

- 全ての遊休農地を対象とした農業委員会の調査により利用状況を把握し、農地の有効利用を図ります。
- 所有者等に対する指導、通知、勧告までの手続を農業委員会が一貫して行うことにより適切に遊休農地対策が講じられるようにし、また、所有者不明の遊休農地も利用できるようにしています。

耕作放棄地に関する各県の相談窓口一覧

名称	窓口	電話番号
鳥取県耕作放棄地対策協議会	鳥取県 農林水産部 経営支援課	0857-26-7685
島根県農地利活用推進協議会	島根県 農林水産部 農業経営課 島根県 農業会議	0852-22-6417 0852-22-4471
岡山県耕作放棄地解消対策協議会	岡山県 農林水産部 農村振興課	086-226-7439
広島県耕作放棄地再生利用推進協議会	広島県土地改良事業団体連合会 総務部地域支援課	082-502-7476
山口県担い手育成総合支援協議会	山口県 農林水産部 農業経営課 山口県土地改良事業団体連合会 事業部地域支援課	083-933-3340 083-933-0035
徳島県担い手育成総合支援協議会	徳島県 農林水産部 農地計画課	088-621-2389
香川県担い手育成総合支援協議会	香川県 農政水産部 農業経営課	087-832-3408
愛媛県担い手育成総合支援協議会	愛媛県 農林水産部 農業振興局 農産園芸課 担い手対策推進室	089-941-2111 (内線2552)
高知県担い手育成総合支援協議会	高知県 農業振興部 農業農村支援課	088-821-4512

本マニュアルについてのお問い合わせ先

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 電話 086-224-4511 (代表)

中国四国農政局生産経営流通部構造改善課 内線 2481、2482
FAX 086-232-7225

中国四国農政局農村計画部農村振興課 内線 2513、2526
FAX 086-227-6659

中国四国農政局整備部農地整備課 内線 2661、2667、2678
FAX 086-235-9713

耕作放棄地解消対策に関する各種情報については、
中国四国農政局のホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/chushi/arable/index.html>